

令和5年4月24日

熊本県立水俣高等学校PTA会員様

熊本県立水俣高等学校PTA

会長 小嶋 和也

熊本県立水俣高等学校

校長 菅 浩

令和5年度熊本県立水俣高等学校PTA総会の御報告について

4月22日におけるPTA総会につきましては、PTA保護者会員総数382、
に対して、出席139名、委任状218名となりました。PTA会則第4章 会議
第11条の3「総会は、会員の半数以上の出席（委任状を含む）によって成立、議
事は出席会員の過半数をもって決する。」により、会を成立することができました。
さらに総会において、下記の第1号議案から第6号議案の承認されたことを御報告
します。

また、令和4年度会費決算書の増減額の表記に誤りがありましたので、修正して
報告させていただきます。なお、経理に関する誤りありません。さらに、新役員、
委員会一覧及び審議によって改定したPTA会則と、全日制PTA会員の皆様に、
働き方改革に伴う電話対応についてお願いを掲載していますので、併せて御確認く
ださい。

記

PTA総会審議事項

- 第1号議案 令和4年度会務報告
- 第2号議案 令和4年度決算報告
- 第3号議案 令和4年度会計監査報告
- 第4号議案 令和5年度役員(案)
- 第5号議案 令和5年度会務計画(案)
- 第6号議案 令和5年度予算(案)

以上

お問い合わせ先：水俣高校総務部 全日制：米村宏之 定時制：山本 浩 電話：63-1285
--

令和4年度 PTA会費決算書

1 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	増減額	備考
繰越金	995,633	995,633	0	・令和3年度より繰越
会費	1,556,400	1,538,900	△17,500	・全日制 300円×4431月=1,329,300 ・定時制 100円×232月=23,200 ・職員200円×932月=186,400
雑収入	67	268,772	268,705	・利息(11) ・文化祭食品・バザー売上(55,100) ・空調維持管理費残金を繰越(213,661)
合計	2,552,100	2,803,305	251,205	

2 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	残額	備考
管理費	50,000	21,726	28,274	・PTA会計事務用品 ・記念品代 ・切手代
事業費	800,000	703,574	96,426	・PTAもえぎ新聞(3回分) ・長距離走大会ドリンク代 ・文化祭食品・バザー用材料費
研修費	500,000	395,522	104,478	・熊本県高P連大会参加費・空調維持管理費へ補充 ・城南地区指導者研究会旅費
負担金等	950,000	779,400	170,600	・熊本県PTA連合会会費等 ・熊本県PTA教育振興財団 ・全国高P連絡協責任補償制度掛金等
予備費	252,100	33,397	218,703	・慶弔費
合計	2,552,100	1,933,619	618,481	

3 収支決算額

収入 2,803,305円 - 支出 1,933,619円 = 残高 869,686円

*残高は令和 5 年度へ繰り越します。

監査報告

令和4年度PTA会費の経理について、諸帳簿並びに証拠書類等を審査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和 5 年 4 月 11 日

監査委員 窪田美由紀

監査委員 市来正美



令和5年度PTA役員

P T A 役 職 名		P T A 役 員 名	クラス
会	長	小嶋 和也	3-5
副 会	長	藤下 純子	3-1
		田口 潤一	2-1
		大川 泰洋	1-1
総	務	柏木 直美	1-5
		林田 いくみ	1-1
会	計	西村 真理子	1-1
監 査 委 員		市来 正美	2-4
		山内 瞳	1-1
定 時 制 会 長		高城 めぐみ	定時制4年
研 修 委 員 長		本村 智子	2-3
生 活 指 導 委 員 長		窪田 宣理	3-3
保 健 体 育 委 員 長		平岡 晋一	1-5
文 化 委 員 長		田中 美香	3-3
広 報 委 員 長		豊田 博文	3-1
1 学 年 委 員 長		中村 哲郎	1-5
2 学 年 委 員 長		島津 かおり	2-3
3 学 年 委 員 長		西 華芽里	3-2
顧 問	前 会 長	島田 竜守	
	校 長	菅 浩	
	副 校 長	原 孝弘	
学 校	教 頭 (全)	山下 祐二	
	教 頭 (定)	中村 彰男	
	事 務 長	小馬田 裕	
	総務部長 (全)	米村 宏之	
	総務部長 (定)	山本 浩	
	総 務 副 部 長	安藤 洋	
職 員	P T A 係	役 員 会	米村・山本・安藤・塩崎・古田
		研 修	緒方・笹原
		生活指導	笹原・緒方
		保健体育	笹原・緒方
		文 化	米村・星原
		広 報	星原
		事務担当	塩崎・古田

各委員会一覧

1 学年委員長 5組 中村 哲郎			副委員長 6組 木本 孝史		
1組	広報	今村 香代子	研修	武内 節子	
2組	生活指導	伊藤 瞳	生活指導	鶴田 聖	
3組	文化	宮本 由香里	文化	吉海 留美	
4組	保健体育	木野 輝雄	研修	濱田 亜美	
5組	保健体育	荒木 のぞみ	保健体育	石塚 智恵美	
6組	研修	木本 孝史	保健体育	福島 薫	

2 学年委員長 3組 島津 かおり			副委員長 2組 山下 美奈子		
1組	文化	中村 由香里			
2組	生活指導	福崎 朋代	生活指導	山下 美奈子	
3組	研修	稲葉 美智子	研修	川口 信治	
4組	研修	板橋 直子	保健体育	鶴田 大輔	
5組	広報	今村 志保	広報	新立 由香	
6組	生活指導	吉本 昌子	広報	谷口 奈奈江	

3 学年委員長 2組 西 華芽里			副委員長 1組 永田 佳奈江		
1組	文化	永田 佳奈江	生活指導	林田 恭子	
2組	文化	倉本 敬子	文化	中村 聡美	
3組	生活指導	谷口 智美	広報	松原 真樹	
4組	保健体育	柘野 まゆみ	文化	林田 淳子	
5組	保健体育	佐竹 瑠華	保健体育	濱田 聖子	
6組	文化	設楽 みゆき	広報	天野 舞子	文化 野崎 浩二

研修委員会

委員長 2-3 本村 智子		
1	1	武内 節子
1	4	濱田 亜美
1	6	木本 孝史
2	3	稲葉 美智子
2	3	川口 信治
2	4	副：板橋 直子

広報委員会

委員長 3-1 豊田 博文		
1	1	今村 香代子
2	5	今村 志保
2	5	新立 由香
2	6	副：谷口 奈奈江
3	3	松原 真樹
3	6	天野 舞子

保健体育委員会

委員長 1-5 平岡 晋一		
1	4	木野 輝雄
1	5	荒木 のぞみ
1	5	石塚 智恵美
1	6	福島 薫
2	4	鶴田 大輔
3	4	柘野 まゆみ
3	5	副：佐竹 瑠華
3	5	濱田 聖子

文化委員会

委員長 3-3 田中 美香		
1	3	宮本 由香里
1	3	吉海 留美
2	1	副：中村 由香里
3	1	永田 佳奈江
3	2	倉本 敬子
3	2	中村 聡美
3	4	林田 淳子
3	6	設楽 みゆき
3	6	野崎 浩二

生活指導委員会

委員長 3-3 窪田 宣理		
1	2	伊藤 瞳
1	2	鶴田 聖
2	2	福崎 朋代
2	2	山下 美奈子
2	6	吉本 昌子
3	1	副：林田 恭子
3	3	谷口 智美

熊本県立水俣高校 PTA 会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は熊本県立水俣高等学校(以下「本校」と称する)PTA と称し、事務局を本校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者と本校職員が協力し、教育に関する理解を深め、地域社会と連携しながら生徒の健全な成長と資質向上に寄与する活動をするとともに、会員相互の親睦を深め教養の向上を図ることを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、教育的団体であり、いかなる宗教、政党にも関与せず。また営利を目的としない。

- 2 本会は、本校の教育方針に基づく活動に協力する。
- 3 本会は、本校の運営方針に対し、関与しない。

(事業及び活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 生徒の学業の向上に関する事。
 - (2) 生徒の保健衛生の向上に関する事。
 - (3) 生徒の体育及び文化活動の振興に関する事。
 - (4) 会員の教育研修に関する事。
 - (5) 職員の研究修養に関する事。
 - (6) 教育施設環境の整備及び充実・改善に関する事。
 - (7) 表彰並びに慶弔親和に関する事。
 - (8) 他の教育団体との連絡提携に関する事。
 - (9) その他、本会の目的達成のために必要と認められる事。
- 2 本会は、PTA 教育後援費、体育文化振興費を掌握する。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本校生徒の保護者を会員とし、本校職員を準会員とする。

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は、この会の目的達成のために努力しなければならない。

- 2 会員は、この会の目的達成のために総会において意見を提出することができる。
- 3 会員は、この会において決定した事項を忠実に履行しなければならない。
- 4 会員は、会費を納める義務がある。

第3章 (役員)

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 顧問 若干名(校長、前会長を含む)

- | | | |
|-----|-------|------------------|
| (4) | 総務 | 3名(内1名は、本校とする) |
| (5) | 会計 | 2名(内1名は、本校職員とする) |
| (6) | 各常任委員 | 1名 |
| (7) | 定時制会長 | 1名 |
| (8) | 監査 | 2名 |

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し本会を代表するとともに、総会及び役員会を開催する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその会務を代行する。
- (3) 顧問は、会長の諮問に応え、PTAの運営について助言を行う。
- (4) 総務は、会員名簿を作成し、会合の通知、議事録の作成をする。
- (5) 会計は、本会の出納事務を行う。
- (6) 各常任委員長は、常任委員と協力してその所管職務を遂行する。
- (7) 定時制会長は、定時制委員と協力してその所管職務を遂行する。
- (8) 監査は、本会の会計及び業務執行を監査し、その結果を総会において報告するとともに、意見を述べることができる。

(役員を選出)

第9条 役員を選出は、指名委員会が役員候補者を指名し、総会において承認を得る。指名委員会は、各学年委員(各学年委員長を含む)6名、学校職員1名、その他会長が認める者で構成し、会長がこれを委嘱する。また、委員長は3学年委員長が原則として務める。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、1か年とする。但し、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、役員会の協議でこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(総会)

第11条 総会については、次のとおりとする。

総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関であって、本会の運営、予算・決算の承認、会則の決定並びに改正、役員を選出、その他重要な事項を議決する。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とする。定期総会は年度当初に開き、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の賛同があったときに開催する。
- 3 総会は、会員の半数以上の出席(委任状を含む)によって成立し、議事は出席会員の過半数をもって決する。
- 4 総会の議長は、総会の出席会員の中から選出する。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、顧問、総務、会計、各常任委員長、定時制会長をもって構成する。役員会は、会長が随時開催する。

- 2 役員会の仕事は次のとおりとする。
 - (1) 本会の事業の企画立案
 - (2) 各常任委員及び定時制委員の委嘱
 - (3) 総会に提出する報告及び議案の作成
 - (4) その他全般にわたる重要事項の執行

(常任委員会)

第13条 本会は、円滑な運営を図るため次の常任委員会を置く。なお、役員会の決定により、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

- (1) 各学年委員会
- (2) 研修委員会
- (3) 生活指導委員会
- (4) 保健体育委員会
- (5) 文化委員会
- (6) 広報委員会

(常任委員会の構成及び任務)

第14条 常任委員会の構成及び任務は次のとおりとする。

- (1) 学年委員会は、役員を除く学級から選出された委員(各学級2名以上)によって構成され、第1学年、第2学年、第3学年ごとに委員会を構成する。学年委員会は、各学年及び全学年に関する事項につき協力運営調整を図るとともに本会活動を推進する。
- (2) 研修委員会は、委員長外、各学年委員によって構成され、会員の家庭教育力向上のための研修及び生徒の進路対策の支援活動を行う。
- (3) 生活指導委員会は、委員長外、各学委員によって構成され、学校に協力し、生徒の校外における生活指導並びに健全育成に関する活動を行う。
- (4) 保健体育委員会は、委員長外、各学年委員によって構成され、生徒の健康増進及び学校行事に協力するとともに、会員の親睦を図るためのレクリエーション等を企画し、実施する。
- (5) 文化委員会は、委員長外、各学年委員によって構成され、生徒の文化活動学校行事の支援を行う。
- (6) 広報委員会は、委員長外、各学年委員によって構成され、会報の発行等、PTA活動の広報を行う。

(定時制会)

第15条 定時制会は、同会長外、若干名の委員によって構成され、本会の目的を達成するために活動する。

第5章 会議

(経理)

第16条 本会の運営は、会員の納入する会費及び寄付金をもって充てる。

(会費)

第17条 本会の会費は、総会において決定し、納入方法及び納入回数については役員会で定める。なお、特別の事情があると認める場合は、役員会において、会費の減額又は免除することができる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会務執行)

第19条 本会の会務のうち、予算及び事業の執行に関することについては、会長がこれを校長に委任する。なお、費目の内訳は、次のとおりとする。

- ①PTA費(PTA役員を中心とした活動に要する経費であり、学校職員も会費を負担する。)
- ②教育後援費(学校の教育活動を支援するための経費)

③体育文化振興費(部活動関係で、県の代表として九州大会や全国大会出場する際の生徒の費等に当てる経費)

第6章 雑 則

第20条 慶弔規定については、別に定める。

第21条 感謝状の規程については次のとおりとする。

(1) 会長、副会長又は本部役員を3年以上務められた会員に対して感謝状並びに記念品を贈呈する。

第22条 本会がその他総会において決定した事業を遂行するために生じた債務について、会長が交代した場合は、引き継ぐものとする。

付則

1 本会は、平成25年4月1日から施行する。

改定 平成27年5月20日

改定 平成28年4月23日

改定 令和5年4月22日

【慶弔規定】

本規定は会員・準会員及び生徒の慶弔事について具体的な事項を定める。

1 会員(保護者)生徒

・生徒死亡

香典 20,000 円・弔花(生花1基)・弔電1通・代表者会葬

・保護者死亡

香典 10,000 円・弔花(生花1基)・弔電1通・代表者会葬

・生徒負傷(見舞い)

別途協議 (※10日以上入院 5,000 円)

・災害(土石流災害など) 別途協議

※生徒及び保護者死亡の場合は、学校側からも弔電並びに学校側代表者会葬

※生花1基は、15,000 円(税込み)程度とする。

2 準会員(教職員)

・職員死亡

香典 10,000 円・弔花(生花1基) ・弔電1通・代表者会葬

・配偶者の死亡

・弔電1通

・職員の父母又は職員の子女の死亡

・弔電1通

※上記以外で会長が必要と認める場合は、その都度協議し決定する。

令和5年（2023年）4月26日

熊本県立水俣高等学校全日制 PTA 会員 様

熊本県立水俣高等学校
校長 菅 浩

働き方改革実施に伴う電話対応について（お願い）

新緑の候、保護者の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、現在、学校や子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、教職員の時間外勤務の常態化が課題となっています。

そのような中、本校におきましても教職員の働き方改革の一環として、16：50から留守番電話での対応とさせていただいております。

また、朝の欠席連絡につきましては、8：10以降の電話をお願いします。なお、現在、グーグルのアプリを使った欠席の連絡方法を検討しております。導入の際には、また連絡させていただきます。

保護者の皆様にはご不便をおかけすることがあるかも知れませんが、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。